

令和3・4年度競争入札参加資格審査の申請について

市外業者（大野市外に主たる営業所を有する者）であり、令和3・4年度に大野市が発注する**建設工事の請負契約**に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加を希望する方については、次のとおり資格の審査を行いますので、記載事項をよくご覧の上、申請の手続きをしてください。

1 受付期間・場所等

＜受付期間＞

令和2年12月15日（火）～令和3年2月15日（月）（土曜、日曜及び祝日を除く。）
午前8時30分～午後5時15分

＜提出方法＞

郵送により提出してください。 ※締切日消印有効

審査終了後に受領書を送付しますので、返信用封筒（84円切手貼付）を同封してください。

＜受付場所・問い合わせ先＞

大野市役所 企画総務部 総務課 契約管理室（市役所2階24番窓口）

〒912-8666 福井県大野市天神町1-1

電話 0779-64-4821（内線2612、2613）

e-mail kensa@city.fukui-ono.lg.jp

2 資格審査の申請要件等

＜審査基準日＞

令和2年10月1日

＜資格審査の申請ができる業種（建設工事の種類）＞

別表1のとおり

審査基準日において、次の「資格審査の申請ができる者」に掲げる要件を満たす建設工事の種類（以下「業種」という。）について、資格審査の申請を行うことができます。

競争入札参加を希望する業種についての数の制限はありません。

競争入札参加資格審査申請書（様式第1-1号。以下「申請書」という。）の「希望する建設工事の種類」欄には、入札参加を希望するすべての業種名（又は業種分類番号）を記載してください。

＜資格審査の申請ができる者＞

(1) 次に掲げる要件のすべてを満たす者

ア 審査基準日において、申請業種に係る建設業法に基づく建設業の許可を受けている者で審査基準日の直前1年の営業年度に係る経営事項審査を受けている者

イ 測量・建設コンサルタント等の業者として、大野市の競争入札参加資格審査の申請をしていない者

- (2) 「法面処理工事」の業種に申請ができる者は、「とび・土工・コンクリート工事」に申請する者のうち、次のいずれかの機械を所有（契約期間が令和5年3月31日以降に及ぶもので、中途に解約することが禁止されているリース契約（独占的に使用できるものに限る）に係る保有機械を含む。）している者
- ア モルタル吹きつけ機（附属物一式含む）
 - イ 種子吹きつけ機（附属物一式含む）
 - ウ ボーリングマシーン（アンカー工又は鉄筋挿入工に使用できるもの）
- (3) 「ほ装工事」の業種に申請ができる者は、次の建設機械の全部を所有（契約期間が令和5年3月31日以降に及ぶもので、中途に解約することが禁止されているリース契約（独占的に使用できるものに限る。）に係る保有機械を含む。）している者
- ア アスファルトフィニッシャー
 - イ タイヤローラー
 - ウ マカダムローラー
- (4) 「水道管工事」の業種に申請ができる者は、「水道施設工事」に申請する者のうち、次の技術者をすべて有する者
- ア 給水装置工事主任技術者1名以上（給水装置工事配管技能者とは別に1名以上）
 - イ 給水装置工事配管技能者1名以上（給水装置工事主任技術者とは別に1名以上）
 - ウ 管工事施工管理技士（2級以上）1名以上（兼務可）
 - エ 土木施工管理技士（2級以上）1名以上（兼務可）
- (5) 「解体工事」の業種について、経過措置対象となる土木施工管理技士などの資格を保有している者が、令和3年4月1日以降、解体工事業の主任技術者等になるためには、次のいずれが必要
- ア 登録解体工事講習の受講
 - イ 解体工事業の実務経験1年以上
- ※とび・土工工事業の技術者を解体工事業の技術者とみなす経過措置期間は令和3年3月31日をもって終了

<資格審査を受けることができない者>

- (1) 申請書及び申請に要する書類に虚偽の記載をした者
- (2) 納期限の到来している市町村税又は国税（申告所得税又は法人税並びに消費税及び地方消費税をいう。）に未納税額がある者

3 提出書類

<資格審査申請の提出書類>

別表2「提出書類一覧」のとおり

<提出書類の作成>

提出書類は、必要なものを1部ずつ作成し、資料番号順にクリップ等で綴じてください。

※紙ファイルには綴じ込まないでください。

<申請様式等の入手方法>

申請書及び添付書類の様式は、次の方法により入手することができます。

- (1) 大野市役所企画総務部総務課契約管理室において直接配付を受ける。
- (2) 大野市のホームページ（<http://www.city.ono.fukui.jp/>）においてダウンロードする。

4 資格の審査・認定等

<資格の審査及び認定>

資格の審査は、経営規模、経営状況等の総合的な審査のほか、申請のあったすべての業種ごとに行います。

審査の結果、資格があると認定された者は、大野市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載します。

<資格者名簿への登載日>

令和3年4月1日

<資格の有効期限>

資格者名簿に登載した日から令和5年3月31日までとします。

<資格の取消し>

資格者名簿に登載された後、次のいずれかに該当するときは、資格を取り消し、又は相当期間資格を停止します。

- (1) 「資格審査の申請ができる者」の要件のいずれかを満たさなくなったとき
- (2) 「資格審査を受けることができない者」の要件に該当するようになったとき
- (3) 申請内容に変更が生じた場合に、変更届を提出しないとき

5 その他

<申請内容の変更>

申請した後、下記事項に変更が生じた場合は、速やかに変更届（様式第10号）及びその事実を証明する書類を提出してください。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所等の名称又は所在地
- (3) 代表者の氏名
- (4) 技術職員名簿
- (5) 前各号に掲げるもののほか、営業に関する重要な事項（電話・ファックス番号、使用印鑑、組織変更等）

<追加申請の受付>

上記<受付期間>終了後の追加申請受付期間は、次のとおりです。（土曜、日曜及び祝日を除く。）

期間	審査基準日	名簿登載予定
令和3年9月1日～9月30日	令和3年 4月1日	令和3年11月
令和4年3月1日～3月31日	令和3年10月1日	令和4年 5月
令和4年9月1日～9月30日	令和4年 4月1日	令和4年11月

<資格者名簿の公開>

申請書に記載されている事項は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」等の規定により、資格者名簿等として公開の対象となることがあります。

別表 1

業種分類番号及び業種名		申請に必要な要件
10010	土木一式工事	・土木一式工事の建設業許可、経営事項審査
10020	建築一式工事	・建築一式工事の建設業許可、経営事項審査
10030	大工工事	・大工工事の建設業許可、経営事項審査
10040	左官工事	・左官工事の建設業許可、経営事項審査
10050	とび・土工・コンクリート工事	・とび・土工・コンクリート工事の建設業許可、経営事項審査
	10051 法面処理工事	・とび・土工・コンクリート工事の建設業許可、経営事項審査 ・以下の機械の <u>いずれかを所有していること</u> ア モルタル吹きつけ機（附属物一式含む） イ 種子吹きつけ機（附属物一式含む） ウ ボーリングマシーン（アンカー工又は鉄筋挿入工に使用できるもの）
10060	石工事	・石工事の建設業許可、経営事項審査
10070	屋根工事	・屋根工事の建設業許可、経営事項審査
10080	電気工事	・電気工事の建設業許可、経営事項審査
10090	管工事	・管工事の建設業許可、経営事項審査
10100	タイル・れんが・ブロック工事	・タイル・れんが・ブロック工事の建設業許可、経営事項審査
10110	鋼構造物工事	・鋼構造物工事の建設業許可、経営事項審査
10120	鉄筋工事	・鉄筋工事の建設業許可、経営事項審査
10130	ほ装工事	・ほ装工事の建設業許可、経営事項審査 ・以下の建設機械の <u>全部を所有していること</u> ア アスファルトフィニッシャー イ タイヤローラー ウ マカダムローラー
10140	しゅんせつ工事	・しゅんせつ工事の建設業許可、経営事項審査
10150	板金工事	・板金工事の建設業許可、経営事項審査
10160	ガラス工事	・ガラス工事の建設業許可、経営事項審査
10170	塗装工事	・塗装工事の建設業許可、経営事項審査
10180	防水工事	・防水工事の建設業許可、経営事項審査
10190	内装仕上工事	・内装仕上工事の建設業許可、経営事項審査
10200	機械器具設置工事	・機械器具設置工事の建設業許可、経営事項審査
10210	熱絶縁工事	・熱絶縁工事の建設業許可、経営事項審査
10220	電気通信工事	・電気通信工事の建設業許可、経営事項審査
10230	造園工事	・造園工事の建設業許可、経営事項審査
10240	さく井工事	・さく井工事の建設業許可、経営事項審査
10250	建具工事	・建具工事の建設業許可、経営事項審査
10260	水道施設工事	・水道施設工事の建設業許可、経営事項審査
	10261 水道本管工事	・水道施設工事の建設業許可、経営事項審査 ・以下の技術者の <u>すべてを有すること</u> ア 給水装置工事主任技術者1名以上 イ 給水装置工事配管技能者1名以上 ウ 管工事施工管理技士1名以上 エ 土木施工管理技士1名以上
10270	消防施設工事	・消防施設工事の建設業許可、経営事項審査
10280	清掃施設工事	・清掃施設工事の建設業許可、経営事項審査
10290	解体工事	・解体工事の建設業許可、経営事項審査

別表 2

提出書類一覧（建設工事・市外業者用）

番号	提出書類	注意事項等
1	競争入札参加資格審査申請書 (様式第1-1号)	<ul style="list-style-type: none"> 「希望する建設工事の種類」欄には、競争入札の参加を希望する業種名（又は業種分類番号）をすべて記入すること 他の発注機関等の様式を使用しないこと
2	建設業許可書（写し）	
3	経営規模等評価結果通知書・総合 評定値通知書（写し）	<ul style="list-style-type: none"> 直前1営業年度に係るもの
4	経營業務の管理責任者証明書 (写し)	<ul style="list-style-type: none"> 代表者と経營業務管理責任者が異なる場合は、提出すること
5	専任技術者証明書又は専任技術者 一覧表（写し）	<ul style="list-style-type: none"> 建設業許可申請（5年に一度の更新を含む）の際に提出された最新（申請書受理日以前5年以内）のもの（ただし、営業所等へ委任する場合は委任先分を提出すること）
6	工事経歴書（様式第2-1号）	<ul style="list-style-type: none"> 直前2年間の実績を記入すること 希望する業種ごとに作成すること
7	技術職員名簿 (様式第3-2号)	<ul style="list-style-type: none"> 「水道管工事」の業種に申請する場合は、必ず作成すること
8	営業用機械器具調書 (様式第4号)	<ul style="list-style-type: none"> 「法面処理工事」の業種に申請する場合は、必ず作成すること 所有が確認できる資料（資産証明、売買契約書(写)、車検証(写)、リース契約書(写)等）及び写真を添付すること
9	営業用機械器具調書 (様式第5号)	<ul style="list-style-type: none"> 「ほ装工事」の業種に申請する場合は、必ず作成すること 所有が確認できる資料（資産証明、売買契約書(写)、車検証(写)、リース契約書(写)等）及び写真を添付すること
10	営業所等一覧表（様式第6号）	<ul style="list-style-type: none"> 委任先がある場合は作成すること
11	委任状（様式第9号）	<ul style="list-style-type: none"> 委任先がある場合は作成すること 委任先は、建設業法に規定する専任の技術者を置く営業所等であること
12	大野市税納税証明書（写し可） ※最新年度分	<ul style="list-style-type: none"> 所在地が大野市内にある営業所に委任する場合は、当該営業所に係る全税目のもので、3か月以内に交付されたもの ※<u>営業所の所在地が大野市外の場合は不要</u>
13	国税納税証明書（写し可） (滞納がない旨の証明書)	<ul style="list-style-type: none"> 未納税額がない証明書で、3か月以内に交付されたもの 個人の場合：様式その3の2 法人の場合：様式その3の3
14	① 法人の場合：登記事項証明書 ② 個人の場合：身分証明書	<ul style="list-style-type: none"> ① 審査基準日以降に交付された現在事項証明書（写し可） ※履歴事項証明書でも可 ② 審査基準日以降に交付された身分証明書（写し可） ※本籍地の市町村で交付
15	I S O（国際標準化機構）規格の 登録証及び付属書（写し）	<ul style="list-style-type: none"> 取得している場合は写しを提出すること
16	業者カード	<ul style="list-style-type: none"> ホームページよりダウンロードし、必要事項を記入して紙（代表者印又は受任者印を押印）と Excel ファイルを保存した電子媒体（CD-R）を提出すること

（注1）資料番号の順にクリップ等で綴じてください（※紙ファイルには綴じ込まないでください）

（注2）様式が指定されている書類であっても、他の発注機関等の同様の様式を使用することができます。

ただし、**申請書（様式第1-1号）については、必ず大野市の様式を使用してください。**